

かんでつ 貫徹通信

発行責任者：おおや 徹

発行日 2011年4月 【第6号】

発行者 大矢 徹

連絡先 0466(23)5711

<http://ohyatoru.web.fc2.com/>

[mail:ohya.toru@gmail.com](mailto:ohya.toru@gmail.com)

『善行土地取得問題』 真相解明は議会の責務

市役所の責任・市議会の責任

市役所(行政)は、私たちの生活をより良くするために、市民から預かった税金を使い、福祉や医療、教育、環境、まちの整備などをはじめ、様々なサービスを提供しています。

これらのサービスを提供するにあたっては、市民の代表者からなる市議会へ説明し、承認を得たうえで進めなければなりません。

市議会は市役所(行政)の説明に対し、「サービスが社会情勢や市民ニーズに合致しているか?」「適正に税金が使われているか?」「手法は適切か?」等、より良い市民サービスを効果的・効率的に提供できるよう議論し、最終的な実施決定を行います。

つまり、行政には、実施する全てのサービスについて市民に対する説明責任があり、議会にはそれをチェックし、より質の高いサービスを市民に提供できるよう議論を尽くす責任があると私は考えています。

私は21年間市役所の職員として行政に携わる中で、市役所(行政)・市議会ともにその責任を一定果たしてきたと思います。しかし、今の市議会は市役所(行政)のチェック機能を果たしているのか、疑問を感じざるをえません。

「善行土地取得問題」の真相解明を!

とりわけ「善行土地取得問題」については、取得の目的、取得金額、利用計画について、市役所(行政)の答弁に多くの矛盾や不透明な点があるにも関わらず、市議会は明確な理由もないまま地方自治法第100条に基づく調査委員会(以下、100条委員会)の設置を3度にわたり僅差で否決としました。

現在挙げられている様々な疑問に対し、当事者から説明を求め、真相を明らかにすることは、市役所(行政)のチェック機能を果たすべき市議会の責務です。やましい事がないのであれば、100条委員会で審議することに何ら問題はないはずです。

真相が解明されないまま、市議会改選を迎えた「善行土地取得問題」について、私は100条委員会を設置し、事実の全容解明を進めるよう強く求めます。

『善行土地取得問題』の概要

藤沢市土地開発公社が市の依頼で2009年1月、年度当初の計画になかった善行地区の農地を1億850万円で先行取得した。取得目的や取得価格、利用計画で不自然な点が指摘され、100条委員会の設置について、複数の議員により3度提案されたが、いずれも僅差で否決。真相の解明に至らないまま、4月の市議会改選を迎える。

主な問題点

- 市は、2008年9月に提出された地元からの陳情を主な理由として、2009年1月に藤沢市土地開発公社を通じて当該土地を取得した。年度当初に取得の予定もなく、また取得後の事業計画もない土地を、なぜ緊急に取得する必要があったのか？
- 市議会4会派15名の議員が共同で不動産鑑定を依頼した結果、当該土地の価格は4250万円であるとの鑑定結果がでた。取得金額は適正だったのか？
- いまだに多くの疑惑が残る土地を、市が藤沢市土地開発公社から買い戻し整備することについて、新総合計画・実施計画(案)「ぜんぎょう里山づくり事業」の中で整備が計画されている。少なくとも真相が解明された後に市として整備を進めるべきではないか？

100条委員会とは

100条委員会とは、自治体の事務に関する調査権を規定した地方自治法第100条に基づき、議会の議決により設置する特別委員会。

100条委員会の調査権発動に際しては、証言・もしくは資料提出拒否に対し禁固刑を含む罰則が定められており、国会の国政調査権に相当する強い権限をもつ。

ご意見等ございましたら、お気軽にお寄せください。

| | | |
|--|---|---|
| とおる おおや徹 プロフィール | 【経歴】 1984 県立鶴嶺高校卒 1988 日本大学生産工学部卒 1989 藤沢市役所採用 2010 藤沢市役所退職 1996~ 湘南地域連合事務局長 をはじめ労働組合役員を歴任 | 【生年月日】 1965年5月18日生 45歳 【趣味】 温泉、食べ歩き 【好きな言葉】 初心忘れるべからず |
|--|---|---|